

税関様式C 第1000号 10

平成 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部

(印)

文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ(通知)

(文案の例示)

事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公開することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても（関税評価に関する法令/減免税）の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、平成 年 月 日に受理しました照会内容（登録番号 ）は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前教示照会に当たりませんので、お知らせします。

記

(理由)

(規格A4)

税関様式C 第1000号 11

平成 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部

(印)

事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ(通知)

(文案の例示)

事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公開することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても（関税評価に関する法令/減免税）の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、平成 年 月 日に受理しました照会内容（登録番号 ）は、下記の理由から、事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなりましたので、お知らせします。

記

(理由)

(規格A4)

税関様式 C 第 1002 号

事前教示に係る補足説明書

平成 年 月 日 殿	番号 _____
税関 (印)	
先に平成 年 月 日付事前教示に関する照会書をもって照会があった貨物(品名)につき、下記の質問事項に対する補足説明を必要としますので、平成 年 月 日までに「補足説明事項」欄に必要事項を記載のうえ、提出して下さい。なお、同日までに提出がない場合又は補足説明が不十分な場合には、回答を受けられることとなります。	
(質問事項)	
(補足説明事項)	
平成 年 月 日 補足説明者の氏名又は名称	(印) (担当)

- (注) 1. この補足説明書は、事前教示に関する照会書(税関様式 C 第 1000 号、税関様式 C 第 1000 号 2、税関様式 C 第 1000 号 6 又は税関様式 C 第 1000 号 22)に添付して下さい。
2. 記載欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式)に記載のうえ、添付して下さい。

(規格 A4)

受付番号
(税關記入欄)

登録番号
(税關記入欄)

別紙 4 - 4

事前教示に関する照会書(減免税照会用)

税關様式 C 第 1000 号 - 22

平成 年 月 日		照 会 者 の 住所、氏名・印			輸入者符号	
殿		代 理 人 の 住所、氏名・印			(担当者) (電話番号)	
照会内容	下記貨物の 第 条 関税定率法 第 項 第 関税暫定措置法 号 の適用について照会します。					
品名			数量			金額
輸入予定官署			輸入契約の 時期			輸入の予定 時期
参考資料 (返却 要 否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他()			照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)		
				類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)		

照会貨物の説明(貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等)

非公開期間の要否 原則公開です。 裏面注意事項3参照	要・否	非公開理由			
非公開期間	() 日 (180日を超えない期間)		続	補足説明書	要求・提出、枚

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

事前教示照会に係る確認書

項 目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
具体的な貨物及び事実に係る照会であり、架空の貨物等に係る照会ではありません。	はい・いいえ
照会する貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等、減免税の適用に係る紛争等は生じていません。	はい・いいえ
輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするものではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の性状、用途等を把握しているその他利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	印
	住所又は所在地	

注 意 事 項

1. この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
 2. この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の貨物等に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意して下さい。
 3. 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(減免税回答用)は、減免税の適用の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限ります。)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」にをつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。
- また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

(規格A4)

公開日	以降	登録番号	
-----	----	------	--

平成 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 業務部

(印)

事前教示回答書(変更通知書兼用)(減免税回答用)

別添の事前教示に関する照会書(減免税照会用)(登録番号)による照会について、下記のとおり回答します。

(平成 年 月 日付事前教示回答書(変更通知)をもって回答(変更)した内容を下記のとおり変更したので、通知します。)

なお、下記の回答を参考とする場合は、裏面に掲げる事項に留意してください。また、照会貨物の輸入申告等を行う際には、これを添付してください。

品名		
照会内容		
照会貨物の概要		
回答		
理由		
有効期限	この回答書の有効期限は 年 月 日までとする。	
参考		

(規格A4)

注意事項

1. 本件の回答は対応する照会に係る貨物に対しての回答書であり、その他の貨物にはその効力が及ばないので注意して下さい。特に、照会貨物に類似する貨物であっても用途等が異なる貨物は減免税の適用の可否が異なることもあるので、照会貨物と同一ではない貨物の申告には本回答書を添付しないで下さい。
2. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）（減免税回答用）は、減免税の適用の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等の閲覧に供しますのでご留意ください。
3. この回答書（変更通知書）の内容については、行政不服審査法上の「不服申立て」の対象とはなりませんが、当該内容について意見がある場合には、税関に「意見の申出」を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達日の翌日から2月以内のみ可能です。
4. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - (1) その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの
 - (2) 減免税の適用の可否を決定するため前提となる貨物の説明と合致しない貨物の説明に基づくもの
 - (3) 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）の改正により影響を受け、参考とならなくなったもの
 - (4) 法令の適用を誤ったもの
 - (5) 上記(1)～(4)以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記6.により朱書されたものを除きます。）
5. 法令解釈の変更によりこの回答書の減免税の適用の変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
6. 上記5.の場合において、変更通知を行ったものについては、当該減免税の適用変更前に契約した貨物について、当該変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を奇貨として輸入取引を開始したものではないと認められるときは、申出により理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定期間（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（当該変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間の何れか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。）。

（規格A4）

口頭照会に対する回答記録票（減免税用）

				続き	有 無
整理番号		担当部門			
照会日時 平成 年 月 日 時 分		回答日時 平成 年 月 日 時 分	回答者		
照会者	法人 会社名	【輸入者符号】			
	担当者	TEL	()	FAX	()
	個人 氏名	TEL	()	FAX	()
種別	電話	来訪	その他(郵送・FAX等)		
業種	貿易関係業者	通関業者	個人	その他()	

照会内容 第 条	関税定率法 第 項 第 号	関税暫定措置法	その他()
-------------	------------------	---------	--------

照会の概要 《照会貨物の説明(貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等)》

参考資料の有無 無 有(見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他())		
輸入予定期間	輸入予定期間	輸入予定期間
類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)	減免税の適用に係る照会実績(有・無) (輸入申告番号)	

回答内容		
関係法令等	文書による照会を懇意	有 無
協議先	統括審査官(減免税総括部門) 統括審査官(通関総括部門担当) その他()	なし

チェック 項目	明確に回答できない理由を説明した。 貨物の内容が異なる場合には、回答した減免税の適用の可否が変わる旨を説明した。 文書回答と口頭回答の取扱いの違い(文書回答は一定条件の下で輸入申告の際に尊重される取扱いが行われるが、口頭回答はこのような取扱いが行われるものではないこと)を説明した。 照会者が代理人(通関業者等)である場合に、輸入者にこれらの点を確實に伝達するよう説明した。 回答者の職名及び氏名を告げた。	統括官等確認
------------	---	--------

(規格A4)

受付番号
(税關記入欄)

登録番号
(税關記入欄)

別紙 4 - 7

インターネットによる事前教示に関する照会書(減免税照会用) 税關様式C 第1000号-25

平成 年月日		照会者の 住所、氏名・印			輸入者符号	
殿		代理人の 住所、氏名・印			(担当者) (電話番号)	
照会内容	下記貨物の 第 条 関税定率法 第 項 第 関税暫定措置法 号 の適用について照会します。)					
品名			数量		金額	
輸入予定官署			輸入契約の 時期		輸入の予定 時期	
参考資料 (返却 要 否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他()			照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)) 類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号))		
照会貨物の説明(貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等)						
続	補足説明書	提出	枚			

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
具体的な貨物及び事実に係る照会であり、架空の貨物等に係る照会ではありません。	はい・いいえ
照会する貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等、減免税の適用に係る紛争等は生じていません。	はい・いいえ
輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするものではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の性状、用途等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（注意事項参照）	
文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します（回答内容については原則公開となります。）。	はい・いいえ
切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により 受け取ることを希望します。 官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参考下さい。 URL : http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm	イ、ロのうち該当するものを記入してください。また、イの場合は、受取を希望される税関の <u>官署名</u> を記入してください。
により交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	
切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）	
非公開理由	非公開期間 () 日 (180日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	印
	住所又は所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の貨物又は事実に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
- 一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る照会としてください。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達719の5 2(5)に規定する場合（本様式（C 第1000号 25）による照会のうち、減免税の適用の可否について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、切替えを行ってから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、減免税の適用の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間（180日を超えない期間に限ります。）非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」にをつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求めることがあります。

平成 年 月 日

税関様式 C 第 1000 号 26

受付番号
(税關記入欄)

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えた旨のお知らせ(通知)(減免税回答用)

(照会者名)(敬称) から、平成 年 月 日に照会がありました、
インターネットによる(貨物の名称) に係る減免税の適用の可否に関する照会につき
ましては、文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能と認められましたので、お知らせします。

税關 業務部

(印)

連絡事項 :

平成 年 月 日

税関様式 C 第 1000 号 27

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
(電子メールによる事前教示回答書兼用) (減免税回答用)

(照会者名)(敬称)_____から、平成____年____月____日に照会がありました、
インターネットによる(貨物の名称)_____に係る減免税の適用の可否に関する照会につき
ましては、下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせしま
す。

切替えを行わない理由：

具体的な照会でない。

照会貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である。

減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするものである。

その他：

税關 業務部

印

上記照会貨物の減免税の適用の可否について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載してあります
注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば(問い合わせ先)_____まで
お問い合わせください。

回 答 _____

通信欄 _____

注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただく
ものであり、輸入申告の際の税關の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、
税關において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書(減免税照会用)」(C 第
1000 号 - 22) を税關に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本等
の参考となるべき資料の提出をお願いすることができます。

2. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服申立ての対象とならず、また当該回答について意見
の申出を行うことはできません。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>記載要領及び留意事項 関 稅 法 関 係</p> <p>事前教示に関する照会書（減免税照会用）(C 1000 22)</p> <p><u>減免税に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めよう</u> <u>とする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押</u> <u>印又は署名したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する</u> <u>税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に1部提</u> <u>出する。</u></p> <p><u>なお、一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る事前教示とする。</u></p> <p><u>「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</u></p> <p><u>「登録番号」欄には、統括審査官（減免税総括部門）から付与された税關</u> <u>別に一連番号（税關限りで処理する場合は税關別の一連番号）を記載する。</u></p> <p><u>「照会者の住所、氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名</u> <u>又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照</u> <u>会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の</u> <u>住所・氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</u></p> <p><u>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」</u> <u>欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を記載する。</u></p> <p><u>なお、照会者が輸入委託者である場合においても、「（担当者）」及び「（電</u> <u>話番号）」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</u></p> <p><u>「輸入者符号」欄には、照会者に登録された輸出入者コード番号がある場</u> <u>合はそのコード番号を記載し、ない場合には99999と記載する。</u></p>	<p>記載要領及び留意事項 関 稅 法 関 係</p> <p><u>（新設）</u></p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「照会内容」欄中の「関税定率法」及び「関税暫定措置法」については、それらのうち、照会者が照会しようとする法律の□内に×印を記入し、さらに該当しない場合には、「その他」の□内に×印を記入し、括弧内に照会しようとする法律名を記載する。併せて、適用しようとする法律の条項を記載する。</p> <p>「品名」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名を記載する。</p> <p>「数量」欄には、当該照会に係る貨物の輸入予定数量を記載する。</p> <p>「金額」欄には、当該照会に係る貨物の輸入予定金額を記載する。</p> <p>「輸入予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>「輸入契約の時期」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期を記載する。</p> <p>「輸入の予定期間」欄には、当該照会に係る貨物の最初の輸入が予定されている時期及びその後の輸入の継続予定期間を記載する。</p> <p>「参考資料」欄中の「要」及び「否」については、参考資料の返却の要否について該当する□内に×印を記入し、「見本、写真、図面、カタログ、説明書、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○印で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「()」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</p> <p>なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物</p>	

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>について、減免税に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○印で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p>	
<p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の減免税の適用の可否を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○印で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p>	
<p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p>	
<p>「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄には、当該照会に係る貨物について、貨物の性状、機能、用途等で、照会事項である当該貨物の減免税の適用の可否の決定に必要なものを具体的に記載する。</p>	
<p>「非公開期間の要否」欄については、本回答書は減免税の適用の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の要・否のうち要を○で囲む。</p>	
<p>「非公開理由」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、商品の機能に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。</p>	
<p>「非公開期間」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の（）内に具体的な非公開期間を記載する。この場合において、</p>	

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>記載できる非公開期間は 180 日を超えないものとする。</p> <p>「統一補足説明書：要求・提出、枚」欄については、「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式（A4 版））が添付されている場合、補足説明を要求した場合又は補足説明書が提出された場合に、それぞれ該当する項目を○で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。</p> <p><u>インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用）</u> <u>(C—1000—25)</u></p> <p>インターネットによる減免税の適用の可否に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に電子メールにより送信する。</p> <p>なお、一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る事前教示とする。また、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。</p> <p>「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</p> <p>「登録番号」欄には、統括審査官（減免税総括部門）から付与された番号（税関限りで処理する場合は税関別の一連番号）を記載する。</p> <p>「照会者の住所、氏名・印」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が照会を行う場合には、「照会者の住所、氏名・印」欄に加え、「代理人の住所、氏名・印」欄に代理人の住所・氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p>	<p>（新設）</p>

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、照会者が輸入委託者である場合には、「代理人の住所、氏名・印」欄に輸入委託者の住所、氏名又は名称を記載する。</p> <p>なお、照会者が輸入委託者である場合においても、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該照会に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>「輸入者符号」欄には、照会者に登録された輸出入者コード番号がある場合はそのコード番号を記載し、ない場合には 99999 と記載する。</p> <p>「照会内容」欄中の「関税定率法」及び「関税暫定措置法」については、それらのうち、照会者が照会しようとする法律の□内に×印を記入し、それらに該当しない場合には、「その他」の□内に×印を記入し、括弧内に照会しようとする法律名を記載する。併せて、適用しようとする法律の条項を記載する。</p> <p>「品名」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名を記載する。</p> <p>「数量」欄には、当該照会に係る貨物の輸入予定数量を記載する。</p> <p>「金額」欄には、当該照会に係る貨物の輸入予定金額を記載する。</p> <p>「輸入予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</p> <p>「輸入契約の時期」欄には、当該照会に係る貨物の輸入契約の時期を記載する。</p> <p>「輸入の予定期間」欄には、当該照会に係る貨物の最初の輸入が予定されている時期及びその後の輸入の継続予定期間を記載する。</p> <p>「参考資料」欄中の「要」及び「否」については、参考資料の返却の要否について該当する□内に×印を記入し、「見本、写真、図面、カタログ、説明書、その他」については、それらのうち、照会者が提出する参考資料に該当する項目を○印で囲む。また、当該参考資料が「その他」に該当する場合</p>	

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>には、「()」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</p> <p>なお、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、減免税に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○印で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の減免税の適用の可否を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○印で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物の説明（貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等）」欄には、当該照会に係る貨物について、貨物の性状、機能、用途等で、照会事項である当該貨物の減免税の適用の可否の決定に必要なものを具体的に記載する。</p> <p>「統一補足説明書：提出枚」欄については、「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）が添付されている場合又は補足説明書が提出されている場合に、それぞれ該当する項目を○印で囲み、添付又は提出された枚数を記入する。</p>	

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて」欄については、関税法基本通達7—19の5—2の(5)のロの要件を満たす場合にのみ切替えが可能となることに留意する。</p>	
<p>「非公開期間の要否」欄については、本回答書は減免税の適用の参考とするため、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供するので、例えば照会貨物が新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明内容中に回答後一定期間非公開を必要とする部分がある場合には、同欄の要・否のうち要を○で囲む。</p>	
<p>「非公開理由」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、例えば、新規輸入商品のため、商品の機能に特徴があるため等、非公開期間を設定する必要がある理由を簡潔に記載する。</p>	
<p>「非公開期間」欄については、「非公開期間の要否」欄において要とした場合、同欄の()内に具体的な非公開期間を記載する。この場合において、記載できる非公開期間は180日を超えないものとする。</p>	
<p>事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書・回答書（C-1001-2）</p>	(新設)
<p>（事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書に関する記載要領）</p>	
<p>「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</p>	
<p>「登録番号」欄には、統括審査官（減免税総括部門）から付与された番号を記載する。</p>	
<p>「申出者の住所、氏名・印」欄には、申出をしようとする者の住所、氏名</p>	

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が申出を行う場合には、「<u>申出者の住所、氏名・印</u>」欄に加え、「<u>代理人の住所、氏名・印</u>」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>いざれの場合においても、「(担当者)」及び「(電話番号)」の欄に当該申出に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>意見の申出のもととなったものが事前教示回答書(減免税回答用)である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書変更通知書(減免税回答用)(登録番号)」及び「事前教示回答書変更通知書(減免税回答用)」を削除する。</p> <p>意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書(減免税回答用)である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書変更通知書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書(減免税回答用)(登録番号)」及び「事前教示回答書(減免税回答用)」を削除する。</p> <p>「下記の理由により（ ）ではなく、（ ）と考えます。」の文中の最初の（ ）内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で受けた回答を記載し、第2の（ ）内には、申出者の意見である減免税の適用の可否を記載する。</p> <p>「理由」欄には、意見の申出を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載する。</p> <p>(事前教示回答書(変更通知書)(減免税回答用)に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領)</p> <p>この様式をもって、事前教示回答書(変更通知書)(減免税回答用)で回答(変更)した減免税の適用の可否を変更する場合は、通知文中2及び3の文を削除し、事前教示回答書(変更通知書)(減免税回答用)で回答(変</p>	

新旧対照表

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>更) した減免税の適用の可否を撤回する場合は、1 及び 3 の文を削除する。</p> <p>また、この様式をもって、事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）で回答（変更）した減免税の適用の可否を従前のとおりとした場合は、1 及び 2 の文を削除する。</p> <p>「(理由)」欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当））の氏名を記載し押印する。</p>	
<p>事前教示に係る補足説明書（C—1002）</p> <p>「番号」欄には、照会に係る貨物についての事前教示に関する照会書（C—1000、C—1000—2、<u>C—1000—6 又は C—1000—22</u>）の「受付番号」欄に記載した番号と同じ番号を記載する。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>事前教示に係る補足説明書（C—1002）</p> <p>「番号」欄には、照会に係る貨物についての事前教示に関する照会書（C—1000、C—1000—2 <u>又は C—1000—6</u>）の「受付番号」欄に記載した番号と同じ番号を記載する。</p> <p>（同左）</p>